

[ 別紙 2 ]

## 論文審査の結果の要旨

申請者氏名 秋山 満

日本農業の積年の課題は水田農業における構造問題だといってよい。一方では現在の農業機械化技術発展水準に対応した装備と経営規模を有し、他方では内外の経済的条件に見合ったコストで生産しうる経営体が生産の中軸をしめるような農業構造を創出することがそれである。その際、水田における零細分散錯圃の存在がこうした技術と経済の両面における規模拡大を阻害する重大な要因として立ちはだかっていることに着目し、これを克服する土地利用調整の具体的な姿を一つの切り口として、水田農業の構造問題解明への実証的な検討を行ったのが本論文である。

論文は序章、第1－5章、終章からなる。序章は上述の問題意識を整理し、論文の構成を示したものである。第3－5章の詳細な地域実証分析が本論文の中心となるが、第1，2章はそのための前提として、構造問題に関わる農政の展開過程を批判的に検討し、本論文の分析枠組みを示している。終章は総括である。

第1，2章においてはまず、70年代の自作農体制から大規模借地農体制への転換が「新しい上層農」を生み出したものの、零細地片単位の借地による規模拡大は規模の経済を十分には発現させることができず、圃場分散問題に直面したことを明らかにした。そして、80年代に強化された米の生産調整は一方で米単作的農業生産構造からの脱却の課題を提起するとともに、他方では転作地の団地化を通じて「集団的土地利用」を要請したから、規模拡大は複合化を内包しつつ、地域的土地利用調整（圃場分散の間接的解決）を媒介にして初めて可能になったと指摘した。さらに、90年代には分散錯圃の直接的解消をめざす大区画圃場整備によって、一方では担い手そのものの育成が図られ、他方では一層強化された米生産調整の受け皿創出がめざされることになったという現段階的特徴が解明された。

以上の検討を通じて、規模拡大を担いうる営農主体そのものの形成（担い手育成）＋営農主体が利用する農地そのものの分散克服と大型化（圃場整備）＋生産調整を効果的に実施しうる地域的土地利用調整（集団的土地利用）の重層的な結合によって初めて構造問題が解決しうるという分析枠組みが示された。以下の章はこうした分析視角に基づいた詳細な実証分析にあてられている。

まず、第3章では、生産調整推進と圃場整備を契機として担い手＝個別的農家の組織化が図られた宮城県南郷町・中田町と愛知県岡崎市の事例が比較検討される。前者では良質米地帯のために、農地利用調整が転作地に限定されるとともに、94年の転作緩和でこうした利用調整が解体され、稲単作化を強めた問題性が指摘される。これに対し後者では、米作の相対的劣等地であるために、転作地を含む全農地が土地利用調整対象となり、担い手の地域的棲み分け（エリア制）と輪作型土地利用が定着していく積極面が指摘される。

第4章は、圃場整備を契機として担い手そのものの育成が図られ、生産調整を含む地域全体の土地利用調整が図られた福島県塩川町と島根県斐川町の事例が比較検討されている。

両者ともに担い手不足に直面し、全構成員が参加した計画作成、地域の定住条件整備・就業場面確保におけるムラの共生原理の活用を通じて、前者（1集落）では特定の農家（3戸）、後者では全戸出役の一地区（4集落）一農場方式で担い手を特定しつつ、転作・地代調整が行われた。前者では担い手が集落外へも進出せざるをえないのに対し、後者では地区内での完結性を有しているところに今日の集落が抱える問題状況が投影されている。

第5章はもはや農家の枠を超えた地域農業の担い手が形成されざるえなくなっている事例を取り上げて、圃場整備や生産調整への対応を論じた。第1の事例は福島県昭和村の農協直営型経営受託事業で、特定農業法人へ発展するとともに、周年就業できる事業を確保しつつ規模拡大を図っている。第2の事例は岩手県北上市の機械化農業公社で、開田地帯の水田転作を一手に引き受けるべく組織化されたため赤字体質からの脱却が困難になっている。第3の事例は栃木県鹿沼市農業公社で、転作への対応が過剰な程に行われる園芸地帯で、不採算部門としての水田農業を一手に引き受けることで黒字体質を維持できている。

以上の検討を通じて、水田農業の構造再編のためには上述の三つの分析視角に沿って、地域ごとに多様な担い手を創出していくことが不可欠であるという本論文の結論が導き出されることになる。このように本論文はこれまでの農業構造問題研究に新たな一石を投げたものであり、理論上・応用上貢献するところが少なくない。よって、審査委員一同は、本論文が博士（農学）の学位論文として価値あるものと認めた。